

令和3年10月22日

マイナンバーのお届出をされていない  
NISA口座を開設していただいているお客さまへ

### NISA 口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫にNISA口座を開設されているお客さまのうち、当該NISA口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠が設けられており、かつ、マイナンバーのお届出をされていない方のNISA口座につきましては、2022年1月1日をもって廃止されます。

該当するお客さまのうち、2022年以降も当金庫でNISA口座のご利用を希望される方、および当該NISA口座で保有する2021年12月末で非課税期間が終了する投資信託のロールオーバーを希望される方は、本年11月30日(火)までに、マイナンバーをお届出いただいたうえで、非課税口座開設届出書を提出していただくなど、所要の手続きを行っていただく必要があります。

詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

- 2021年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託については、ロールオーバーの手続きをされなかった場合、課税口座(一般口座または特定口座)に移管されます。
- 2018年以降にNISAを利用して新規投資等している方は、マイナンバーは届出済みですので引き続きNISA口座を利用することができます。

#### 【NISA口座のみなし廃止について】

NISA 口座の開設時期等	2022 年以降の利用・廃止
2018年以降に当金庫に NISA 口座を開設された方	マイナンバーを当金庫に届出済みですので、2022年以降も引き続き NISA を利用して新規投資できます。
2017年以前に当金庫に NISA 口座を開設された方で、2018年以降も NISA を利用して新規投資等している方(※1)	
2017年以前に NISA 口座を開設された方で、当該 NISA 口座に2017年分の一般 NISA の非課税投資枠が設定されており、2018年以降は一般 NISA、つみたて NISA を利用していない方	マイナンバーのお届出がない場合は、2022年1月1日をもって NISA 口座が廃止されます。(※2)

※1. 新規投資等していなくても当該NISA口座に、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは届出済みです。

※2. 詳しくは、下記の当金庫担当窓口までお問合せください。

敬具

<お問い合わせ先>

お取引店舗の担当者もしくは市場国際部債券営業課(電話:058-265-1151(代))

